四～六　（略）

七　第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合にあつては、当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

八　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

四　標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該当事者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

五　当事者の一方が死亡した場合にあつては、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該死亡者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

3　（略）

（三号分割標準報酬改定請求）

第七十八条の十九　第一号厚生年金被保険者期間について三号分割標準報酬改定請求をする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　特定被保険者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

四　三号分割標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された特定被保険者の生存を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該特定被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

五　特定被保険者が死亡した場合にあつては、特定被保険者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該特定被保険者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

3　（略）

（添付書類の特例）

第八十七条　（略）

2～7　（略）

8　第三章から第三章の三まで及び附則の規定により年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該各章及び附則の規定にかかわらず、当該書類を請求書、申請書、申出書又は届書に添えることを要しないものとする。

四～六　（略）

七　第七十八条の二第一項ただし書に規定する第三号被保険者であつた期間があると認められる場合にあつては、当該第三号被保険者並びにその者の配偶者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

八　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

四　標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された当事者の生存を証明することができる書類

五　当事者の一方が死亡した場合にあつては、死亡者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

3　（略）

（三号分割標準報酬改定請求）

第七十八条の十九　第一号厚生年金被保険者期間について三号分割標準報酬改定請求をする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　特定被保険者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　被扶養配偶者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

三・四　（略）

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者の年金手帳又は国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

四　三号分割標準報酬改定請求のあつた日前一月以内に作成された特定被保険者の生存を証明することができる書類

五　特定被保険者が死亡した場合にあつては、特定被保険者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

3　（略）

（添付書類の特例）

第八十七条　（略）

2～7　（略）

（新設）